

令和 8 年 7 月 13 日

関係団体 御中

**令和 7 年度食品等物流合理化緊急対策事業及び令和 8 年度持続可能な食品等流通対策事業
について（周知協力依頼）**

平素より農林水産行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

農林水産省では、物流の担い手不足や輸送力不足への対応を図るとともに、農水産物・食品の安定供給及び流通の効率化を推進するため、「食品等物流合理化緊急対策事業」及び「令和 8 年度持続可能な食品等流通対策事業」を実施しています。

本事業では、流通標準化ガイドライン又はこれに準ずる業界が定めるガイドライン（例として「自主行動計画」）等に基づき、農林水産物・食品の物流及び輸出物流の生産性向上を目的として、物流の標準化、効率化、デジタル化及び省人化の取組を支援しています。

具体的には、標準仕様パレットの導入やモーダルシフトの推進、外装規格や情報項目・コードの標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システムや共同輸配送システム等の導入によるデジタル化・データ連携の実証・導入を支援します。また、パレタイザー、フォークリフト、AGV（無人搬送車）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備等の物流機器や物流システムの導入、効果検証に要する経費を補助します。さらに、輸出物流については、最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港の活用、自動化・省人化設備の導入や物流拠点施設の確保を支援し、効率的で持続可能な物流体制の構築を促進します。

本事業の対象となる食品流通事業者としての機能を有する事業者におかれましては、関係事業者と連携した物流改善の取組に対する支援を受けることが可能です。産地における集荷・出荷体制の効率化、標準仕様パレットへの対応、共同輸配送の推進、物流 DX の導入・推進等の取組を検討されている場合には、本事業の積極的な活用について御検討いただくとともに、傘下会員等への周知について御協力をお願いします。

詳細については、農林水産省ホームページ及び事業実施主体の公募情報等を御確認ください。

なお、予算の執行状況等を踏まえ、必要に応じて追加公募を実施する場合があります。公募の詳細については農林水産省ホームページ等で随時公表します。

【参考】

- 農林水産省「[食品等物流合理化緊急対策事業](#)」「[持続可能な食品等流通対策事業](#)」
- [公益財団法人食品等持続的供給推進機構（事業実施主体）ホームページ](#)

【問い合わせ先】

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
食品流通課 物流生産性向上推進室
電 話：03-3502-8111（内線：4148）
メール：butsuryu_kojo@maff.go.jp